

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

4つの健全化判断比率と地方公営企業会計における資金不足比率については、毎年度「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）に基づき算定し、一般会計における実質的な赤字や、将来負担すべき実質的な負債の割合等に係る指標【健全化判断比率】と、公営企業に係る資金不足の事業規模に対する割合【資金不足比率】を、監査委員の意見を付して議会に報告し、住民の皆さんに公表することとされています。

錦江町の令和 7 年度健全化判断比率と資金不足比率について、下記のとおり公表します。

1 健全化判断比率について

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.7	—
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

※将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回っており、将来負担なしのため「—」と表示しています。

※国の定める早期健全化基準を、下段の括弧内に記載しています。

2 資金不足比率について

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
農業集落排水事業会計	—

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

※国の定める経営健全化比率は 20.00%です。

錦江町の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の定める基準を超える数値はなく、財政状況は健全な状態にあるといえます。

今後とも行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

用語解説

1 実質赤字比率

一般会計の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模（※1）に対する赤字額の割合（家計に例えると、年収に占める年間の赤字の割合）

※1 標準財政規模＝標準税収入額（町税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

2 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3カ年平均値（家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合）

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合（家計に例えると、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合）

5 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足の事業規模（事業収入）に対する割合

6 早期健全化基準

健全化判断比率の1つでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求が義務付けられ、②実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われます。《平成20年度決算から適用》

7 経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が1つでもこれを上回れば経営健全化計画の策定が義務づけられます。《平成20年度決算から適用》